

振込規定

新旧対照表

【改正日：令和 7 年 1 0 月 1 日】

改正後	現行	差異
振込規定	振込規定	変更
JAバンク静岡		追加
1 適用範囲	1. (適用範囲)	変更
振込依頼書または当組合の振込機による当組合または他の金融機関の国内本支店（所）にある受取人の預貯金口座あての振込については、この規定により取扱います。	振込依頼書または当組合の振込機による当組合または他の金融機関の国内本支店（所）にある受取人の貯金口座あての振込については、この規定により取扱います。	追加
2 振込の依頼	2. (振込の依頼)	変更
(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。	(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。	
① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。	① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。	
② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。	② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。	
③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。	③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。	
(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。	(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。	
① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。	① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。	
② 1 回および 1 日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。	② 1 回および 1 日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。	
③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。 <u>振込代り金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。</u>	③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。	追加
④ 貯金口座からの振替による振込については、振込依頼人と貯金者（通帳またはキャッシュカードの名義人）の氏名が異なる場合は、貯金者から振込依頼があったものとみなします。	④ 貯金口座からの振替による振込については、振込依頼人と貯金者（通帳またはキャッシュカードの名義人）の氏名が異なる場合は、貯金者から振込依頼があったものとみなします。	
⑤ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。	⑤ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。	
⑥ 文書扱いは振込機では取扱いません。	⑥ 文書扱いは振込機では取扱いません。	
(3) 前 2 項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(3) 前 2 項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	
(4) 振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手	(4) 振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手	

新旧対照表

改正後	現行	差異
数料（以下、「振込代り金等」といいます。）を支払ってください。	数料（以下、「振込代り金等」といいます。）を支払ってください。	
3 振込契約の成立	3. <u> </u> （振込契約の成立）	変更
(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込代り金等を受領した <u>時</u> に成立するものとします。	(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し、 <u> </u> 振込代り金等を受領した <u>とき</u> に成立するものとします。	変更
(2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピュータ <u> </u> システムにより振込の依頼内容を確認し振込代り金等の受領を確認した <u>時</u> に成立するものとします。	(2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピュータ <u> </u> システムにより振込の依頼内容を確認し振込代り金等の受領を確認した <u>とき</u> に成立するものとします。	変更
(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、または利用明細票等（以下、「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、または利用明細票等（以下、「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	
4 振込通知の発信	4. <u> </u> （振込通知の発信）	変更
(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。	(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。	
① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむを <u>え</u> ない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。	① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむを <u>得</u> ない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。	変更
② 文書扱いの場合には、依頼日の翌営業日以内に振込通知を発信します。	② 文書扱いの場合には、依頼日の翌営業日以内に振込通知を発信します。	
(2) <u>窓口営業時間</u> 終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定された日に振込通知を発信します。	(2) <u>振込機の当日扱い時間</u> 終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定された日に振込通知を発信します。	変更
ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。	ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。	
5 証券類による振込	5. <u> </u> （証券類による振込）	変更
(1) 当組合以外の金融機関にある受取人の <u>預</u> 貯金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込代り金等の受入 <u>れ</u> はしません。	(1) 当組合以外の金融機関にある受取人の貯金口座への振込の依頼を受 <u>付</u> ける場合には、小切手その他の証券類による振込代り金等の受入はしません。	変更

新旧対照表

改正後	現行	差異
(2)ただし、当組合が振込代り金として特に受入 れ を認めた証券類についてはこの限りではありません。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。	(2)ただし、当組合が振込代り金として特に受入を認めた証券類についてはこの限りではありません。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。	追加
(3)前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、すみやかに別途振込代り金等により入金してください。	(3)前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、すみやかに別途振込代り金等により入金してください。	
(4)不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	(4)不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	
(5)提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(5)提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	
6 取引内容の照会等	6. . (取引内容の照会等)	変更
(1)受取人の 預 貯金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。	(1)受取人の貯金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。	追加
(2)当組合が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当組合からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(2)当組合が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当組合からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	
7 依頼内容の変更	7. . (依頼内容の変更)	変更
(1)振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。	(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。	
①訂正の依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	①訂正の依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	
②当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	②当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	
(2)前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。	(2)前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。	
(3)第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正が	(3)第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正が	

新旧対照表

改正後	現行	差異
できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。	できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。	
8__組戻し	8.__(組戻し)	変更
(1)振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。	(1)振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。	
①組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	①組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	
②当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	②当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	
③組戻しされた振込代り金は、振込金組戻・訂正依頼書に指定された方法により返却します。 <u>現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。</u> この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	③組戻しされた振込代り金は、振込金組戻・訂正依頼書に指定された方法により返却します。 <u>なお、現金での返却を希望する場合には、窓口にご相談してください。</u> この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	変更
(2)前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込代り金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。	(2)前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込代り金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。	
(3)第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。	(3)第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。	
9__振込代り金の返却	9.__(振込代り金の返却)	変更
(1)入金口座なしもしくは受取人名相違等の事由により、受取人の <u>預</u> 貯金口座に入金できなかった場合には、すみやかに連絡しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込代り金の受領等の手続をとってください。	(1)入金口座なしもしくは受取人名相違等の事由により、受取人の貯金口座に入金できなかった場合には、すみやかに連絡しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込代り金の受領等の手続 <u>き</u> をとってください。	変更
(2)前項にかかわらず、振込機による貯金口座からの振替による振込の場合は、振込金組戻・訂正依頼書の提出を受けることなく、振込代り金出金口座へ返金するための手続をとります。	(2)前項にかかわらず、振込機による貯金口座からの振替による振込の場合は、振込金組戻・訂正依頼書の提出を受けることなく、振込代り金出金口座へ返金するための手続 <u>き</u> をとります。	削除
10__通知・照会の連絡先	10.__(通知・照会の連絡先)	変更
(1)この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。	(1)この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。	
(2)前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をする	(2)前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をする	

新旧対照表

改正後	現行	差異
ことができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	ことができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	
11__手数料	11.__(手数料)	変更
(1)振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。	(1)振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。	
(2) 依頼内容の変更および 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 また、依頼どおりの処理 ができなかったときも、 訂正 組戻手数料は 返却しません 。	(2)組戻しの受付にあたっては、当組合所定の 組戻 手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 ただし、組戻し ができなかったとき は 、組戻手数料は 返却します 。	変更
(3)組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、 前項 の組戻手数料は 返却しません 。	(3)組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合の組戻手数料は 当組合所定の方法により取り扱いま す	変更
(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。		追加
(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。	(4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。	変更
(6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびキャッシュカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。	(5) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびキャッシュカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。	変更
12__災害等による免責	12.__(災害等による免責)	変更
次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	
① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを え ない事由があったとき	(1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを 得 ない事由があったとき	変更
② 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき	(2) 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ 二 等に障害が生じたとき	変更
③ 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき	(3) 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき	変更
13__譲渡、質入れの禁止	13.__(譲渡、質入れの禁止)	変更
振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。	振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。	

新旧対照表

改正後	現行	差異
14__貯金規定等の適用	14. <u> </u> （貯金規定等の適用）	<u>変更</u>
振込代り金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合における貯金の払戻しについては、関係する貯金規定およびキャッシュカード規定等により取扱います。	振込代り金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合における貯金の払戻しについては、関係する貯金規定およびキャッシュカード規定等により取扱います。	
15__規定の変更等	15. <u> </u> （規定の変更等）	<u>変更</u>
(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	
(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	
以上	以上	
<u>（2025 年 10 月 1 日現在）</u>		<u>追加</u>